

川島町公有財産等民間提案制度運用指針

川島町

令和8（2026）年6月1日

1 目的

人口減少に対応した効率的な公共施設等の運営を実現するため、川島町（以下「本町」という。）では、公有財産を経営的視点で捉え、公民連携による維持管理コストの縮減と公共施設等の有効活用を推進しています。

本町では、これからの行政経営に欠かすことのできない公民連携を推進し、民間事業者等の持つ優れたアイデア・ノウハウの活用とスピード感を持った対応を強化するため、公有財産等に関する提案を民間事業者から広く募集し、事業化を目指す制度（以下「本制度」という。）を構築するものです。

2 制度概要

本制度は、本町が保有する公有財産等の利活用や維持管理に関し、民間事業者の優れたアイデアやノウハウを活用した効果的な提案を求め、町民サービスの向上や地域経済の活性化、本町の財産負担の軽減、本町が策定する各種計画の推進等、本町の持続可能な自治体経営に資する提案を審査・選定し、提案者との建設的な協議により事業化につなげるものです。

これにより、民間事業者の新たなビジネスチャンスの創出や地域の活動を促進し、単なる公有財産等の維持管理という枠組みを超え、公有財産等を核とした民間事業者と自治体の公民連携による発展型のまちづくりを目指します。

本制度では、民間事業者の提案を知的財産として取り扱い、その情報を保護するとともに、本町との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者との随意契約が前提となります。

ただし、解除条件付きの制度であり、民間事業者との協議が成立した場合であっても、議会で可決又は承認が得られない場合や、関係法令等に基づき関係機関の承認等が下りない場合には、提案事業を実施しないこととします。

3 募集の対象

本町が使用権原を有する土地、建物とします。ただし、特段の条件を付して募集する場合は、この運用指針とは別に必要事項を定めます。

4 実施の手順

(1) 提案の受付

民間事業者から、書類により提案を受け付けます。

(2) 協議対象の選定（交渉権者の決定）

①資格審査

書類により提案者の資格要件を確認し、資格を満たす者の提案を有効提案とします。

②提案審査

提案に係る課局室から町長が指名した者において、提案書類及び提案者によるプレゼンテーションによって提案内容を審査します。審査において、事業化に向けた協議を行う「協議対象提案」を選定し、採用された事業者は交渉権者となります。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果については、提案者に文書で通知するとともに、町ホームページで公表します。

(4) 協定の締結・詳細協議

本町と交渉権者は、協議対象となった提案の事業化に向けた協定を締結し、諸条件等について詳細な協議を行います。

(5) 契約の締結

協定に基づく協議の結果、双方の合意により協議が成立した場合は、本町と交渉権者が随意契約を締結します。ただし、町議会の議決が必要な事業については、議決後に契約を締結します。

(6) 事業の実施

交渉権者は、事業者として提案事業を実施します。

5 提案者の資格条件等

(1) 提案者の条件

ア 提案者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、特定非営利活動法人（NPO法人）等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グ

ループで応募する場合には、提案時に構成員すべてを明らかにし、各々の
枠割を明確にすることとします。

ウ 提案者は、町、施設管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業
化に向けた諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる者であることと
します。

(2) 提案者の要件

提案者は、次に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

ア 提案内容を事業化した場合に、主体的に事業を実施することができる法
人、個人事業主又は任意の団体であること

イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的として提案する者でないこと

ウ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に
該当するものでないこと

オ 本制度を定めた日から審査選定までの間において、本町から指名停止処
分を受けていない者であること

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77
号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でな
いこと

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手
続開始の申立てをしていない者であること。

エ 本制度を定めた日において、会社再生法（平成14年法律第154号）
第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則
第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件（以下「旧
更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社再生法（昭和27年
法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規
定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」
という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者
であること。

(3) 提案に関する留意事項

ア 費用負担

提案に関するすべての書類等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

イ 提出書類等の取り扱い及び特許権等

(ア) 提出書類等の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類等は返却しません。

(イ) 提案者の提出書類等については、協議対象の選定等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、提案者に無断で使用しません。

(ウ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等及び個人情報等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 法令の遵守

提案者は、提案するにあたり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクを負うこととします。

エ 失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

①提出書類に虚偽の記載をした場合

②審査の公平性に影響を与える行為をした場合

オ 辞退

提案に係る書類提出後に辞退する場合は、任意の様式により参加辞退届を事務局あてに提出することとします。

カ その他

その他、提案にあたって特段の必要事項がある場合は、この運用指針とは別に定めます。

6 申請方法

(1) 提出書類

提案者は、次の書類を提出するものとします。

ア 提案者に関する概要書

イ 企画提案概要書

- ウ 企画提案書
- エ 登記事項証明書（提出時点で交付から3か月以内のもの）
- オ 国税及び地方税の納税証明書（過年度分を含め未納がないことを証明するもので、提出時点で交付から3か月以内のもの）
- カ 直近1年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
- キ 誓約書

(2) 事前相談等

①事前相談

- ア 提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- イ 事前相談を希望する場合は、事前に事務局と日程調整を行った上で実施するものとします。

②現地（施設）調査

- ア 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整を行った上で実施するものとします。
- イ 現地（施設）調査にあたっては、施設管理者及び利用者に迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

7 提案の要件等

(1) 提案内容の要件

提案できる内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ア 民間事業者等のアイデアやノウハウ、資金、技術を最大限に活用することで、本町の地域経済活性化に資するものであること。
- イ 行政のみの検討や従来方式の対応では限界があると考えられる地域課題に対し、民間事業者等のノウハウを活用することにより早期解決を図ることができるものであること。
- ウ 原則として、本町の財政負担を伴わないものであること。ただし、財政支出を上回る効果が見込める場合や将来的に投資額を回収することが見込める場合はこの限りではありません。

(2) 対象外とする提案

本制度は、民間事業者等の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求め
るものであり、次のいずれかに該当する提案は対象外とします。

- ア 単に事業（施設）を廃止しようとする提案
- イ 本町が既に実施している事業又は、別の手法で検討している事業と重複
しており、単にその事業実施者になろうとする提案
- ウ 既存事業を価格についての優位性のみをもって受託しようとする提案
- エ 民間事業者等が実施することが適当でない事業（公的機関が実施するこ
とが法令等により定められている事業等）を含む提案
- オ 関係法令等に抵触した提案
- カ 明らかに実現性の低い提案
- キ 公序良俗に反するおそれのある提案
- ク その他、本町が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(3) 事業者の資金調達方法・収益等の条件

提案の実施に要する資金等は提案者自らが確保するものとします。

- ア 提案による財産（施設）の貸付料・売上収益、広告収入等
- イ 提案による光熱水費、保守管理費、人件費等の削減相当額
- ウ 提案による本町の現行予算の振替や転用
- エ 提案に関する国・県等からの補助金・交付金
- オ その他提案に関して発生する収入等

8 協議対象提案の選定

(1) 書類審査

- ア 提出書類について、参加資格を満たしているかどうかを審査します。
- イ 審査結果は、プレゼンテーション審査の日程等と併せてメール等で通知
します。
- ウ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

(2) 提案審査

- ア 提案内容に基づき選定された関係課局室長が審査することとし、必要に
応じて学識経験者等の意見を聴取することとします。
- イ 審査は非公開で行い、提案ごとに行う個別審査とします。

ウ 審査は、企画提案書等の提出書類及び提案者によるプレゼンテーションの内容に基づいて行います。

エ 審査は次の視点に基づいて実施します。

| | 視点 | 内容（キーワード） |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 事業の実現性 | 市場性、収支見込、人材配置、法適合性 |
| 2 | 事業の独創性 | オリジナリティ、先進性 |
| 3 | 提案者の資力信用 | 事業の実施及び継続するための資力、実績 |
| 4 | 地域経済への影響 | 町内企業への発注見込み、地元での人材雇用や資材調達 |
| 5 | 周辺環境への配慮 | 騒音、振動、臭気、車両通行等 |
| 6 | 財政負担の軽減 | 歳入増、収益還元、ランニングコスト削減 |

オ 審査の結果は次のとおり区分します。

①採択

今後の協議対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの

②条件付採択

事業化の可能性はあるが、課題の整理等が必要なもの（審査後の調整によって課題への対応がされたものは採択とします。）

③不採択

事業化に適さないと判断したもの

カ 審査結果は文書で通知します。

キ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

ク 審査結果は、本町のホームページで次のとおり向上します。

①「採択」とした提案については、事業の名称、提案事業者名、提案概要を公表します。

②「不採択」とした提案については、事業の名称のみ公表します。

9 協定の締結・事業化協議

(1) 協定の締結

本町と採択事業者は、提案事業の実施に向けた協議を進めていくため、双方の義務等を定めた協定を締結します。

協定期間は、原則1年間としますが、本町と採択事業者が協議し、双方が合意した場合は、協定期間を延長できるものとします。

(2) 事業化協議

ア 協定の締結後は、事業実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期、必要な手続きの調整等について詳細内容の協議を行います。

イ 詳細協議に関する費用は全て提案者の負担になります。

ウ 協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。その場合、採択事業者が協議に要した費用やリスク等については、本町は責任を負いません。

エ 事業概要や協議の経過等については、必要に応じ、町議会等へ報告する場合があります。ただし、採択事業者の独自のアイデアやノウハウに関する事等採択事業者が知的財産と認める情報については、公表しないものとします。

1 0 契約の締結

(1) 契約締結

本町と採択事業者は、事業化協議により協議が成立（双方が合意）した場合は、採択事業者と提案事業の実施に係る随意契約を締結します。

なお、本制度は解除条件付きの制度であり、協議が成立した場合においても、議会で可決又は承認が得られない場合や、関係法令等に基づき関係機関等の承認が下りない場合には、契約を締結しません。

(2) 契約の時期

本町と採択事業者は、次に定める時点において契約を締結します。

ア 町議会の議決が必要な場合は、議決後

イ アに該当しない場合は、協議が成立した時点

1 1 事業の実施

契約の締結後、採択事業者は事業者として責任を持って提案事業を実施するこ

ととします。

また、本町と契約事業者は、連携してまちづくりを担うパートナーとして、誠意を持って提案事業の遂行に努めるものとします。

さらに、本町と契約事業者は、定期的に事業のモニタリングを行い、提案された効果が発現されているか確認するために必要書類を求めるものとし、双方協議の上、改善に努めるものとします。

なお、モニタリング方法については、9(2)事業化協議においてその内容を協議し、契約書等で実施方法を定めるものとします。

1 2 事務局

川島町まち整備課 公民連携推進室

〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

電話 049-299-5818 (直通)

メール koumin@town.kawajima.saitama.jp

1 3 その他

この運用指針に定めることのほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この運用指針は、令和8年6月1日から施行します。